

中間前金払制度の導入について

公共工事の適正な履行確保と建設事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的として、平成 31 年 4 月 1 日から「中間前金払制度」を導入します。

1. 制度の概要

中間前金払制度は、土木建築に関する工事において、契約締結時の前払金（契約金額の 40%以内）に加えて、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合は、契約金額の 20%以内を追加して支払うことができる制度です。

2. 対象となる工事

契約金額が 1,000 万円以上（消費税額等を含む。）の土木建築に関する工事（部分払の対象となっている工事並びに中間前金払の認定申請前に請負代金額の全部又は一部について代理受領又は債権譲渡をしている工事を除く。）で、既に前払金の支払いがなされていることが条件となります。

3. 中間前払金の使途

前払金と同様に中間前払金に関する保証契約に定める範囲内で当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。

4. 認定要件

中間前金払の認定を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 前払金（請負代金額の 40%以内）の支払いを受けていること。
- (2) 工期の 2 分の 1 に相当する期間を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了していること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当すること。

5. 支払いの条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で請求を行うことが条件となります。

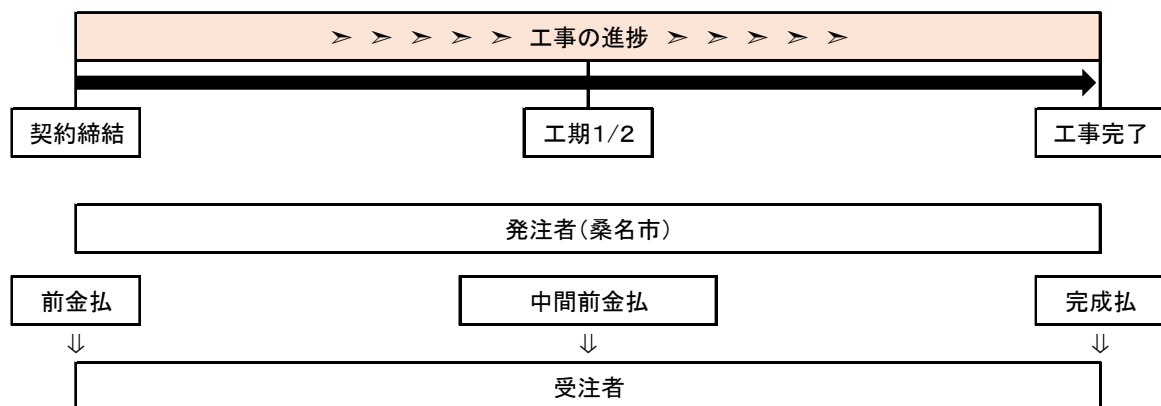
6. 認定申請手続き

- (1) 受注者は、中間前金払の認定申請をしようとするときは、認定要件を全て満たしているかを確認の上、発注者（工事担当課）に下記の書類を提出します。
中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1） 2部
工事履行状況報告書（中間前金払認定申請用）（様式2） 1部
- (2) 発注者（工事担当課）は、中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）の提出があったときは、提出書類に基づき、対象となる工事であり、認定要件を全て満たしているかを審査の上、速やか（原則7日以内）に認定します。
- (3) 発注者（工事担当課）は、審査の結果、対象となる工事であり、認定要件を全て満たしている場合は、中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）の1部を交付します。
- (4) 中間前金払認定請求書兼認定調書において認定要件を全て満たしていることを認められた受注者は、保証事業会社に対して中間前払金に関する保証の申込みを行います。
- (5) 保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金に関する保証証書及び保証約款を受注者に対して発行します。
- (6) 受注者は、中間前払金請求書（様式3）に、保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本）及び保証約款を添付して発注者（工事担当課）に請求します。
- (7) 発注者（工事担当課又は予算担当課）は、受注者に当該請求があった日から起算して14日以内に中間前払金を支払います。

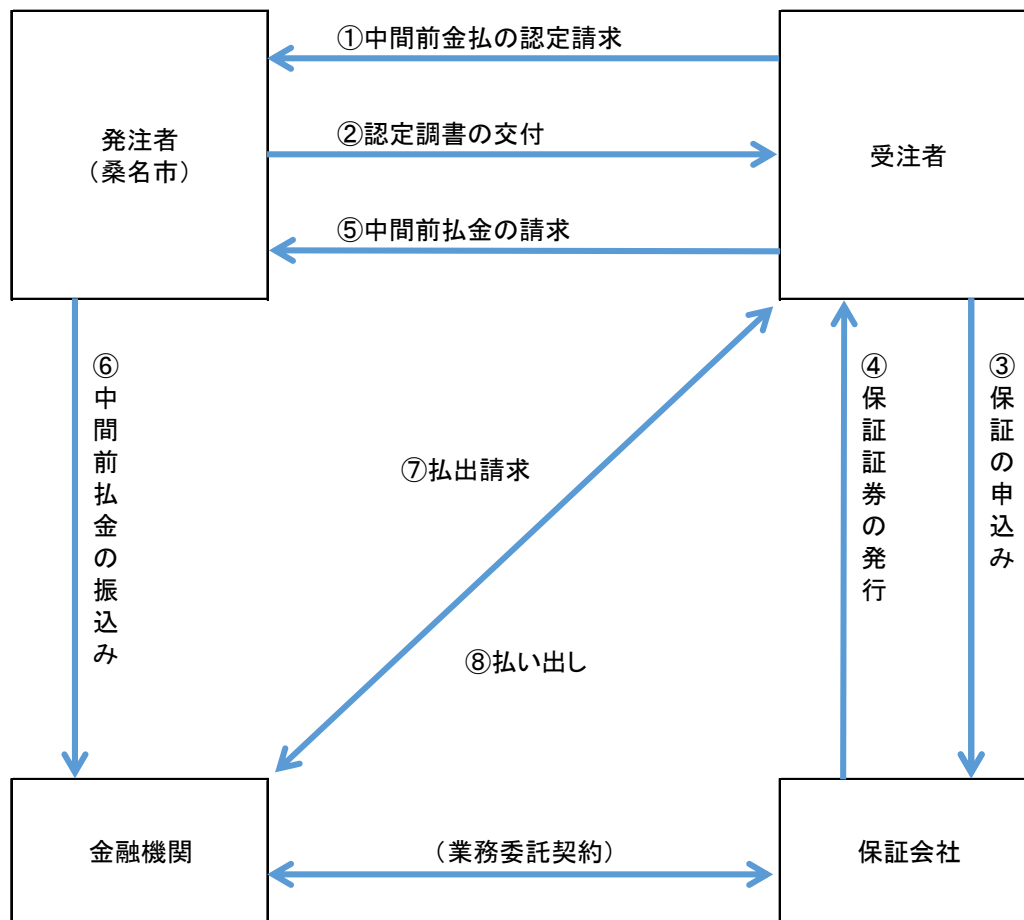
7. その他

- (1) 平成31年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用します。
- (2) 出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が請負代金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料（工事写真（着工前・現況）等）の提出等を求める場合があります。
- (3) 中間前金払制度では中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。
- (4) 算出した金額に10万円未満の端数があるときは、切り捨てます。

8. 制度のイメージ



9. 保証手続きの流れ



- ① 受注者は、発注者（工事担当課）に、中間前金払の認定請求を行います。
- ② 発注者（工事担当課）は、受注者に、認定調書を交付します。
- ③ 認定調書において、中間前金払制度の対象となる工事であり、かつ認定要件をすべて満たしていることを認められた受注者は、保証事業会社に、中間前払金に関する保証の申込みを行います。
- ④ 保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、受注者に対して中間前払金に関する保証証券及び保証約款を発行します。
- ⑤ 受注者は、発注者（工事担当課）に、中間前払金請求書に中間前払金に関する保証証券（原本）及び保証約款を添付して中間前払金の請求をします。
- ⑥ 発注者（予算担当課）は、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振込みます。
- ⑦⑧ 受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

中間前金払制度に関するQ & A

Q 1. 中間前金払の認定申請時に必要な書類は？

A 1. 中間前金払認定請求書兼認定調書（様式1）に工事履行状況報告書（中間前金払認定申請用）（様式2）を添付して発注者（工事担当課）に申請してください。

なお、出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費（出来高）が契約金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合があります。

Q 2. 契約金額が変更（増額・減額）された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A 2. 中間前払金の割合は契約金額の20%以内であり、かつ既に済んでいる前払金との合計が60%を超えることはできませんので、下記のような算式となります。

(1) 増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金 > 変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 契約金額 1,000 万円、増額変更 200 万円、前払金 400 万円

$$12,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,000,000 \text{ 円} > 12,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$(3,200,000 \text{ 円} > 2,400,000 \text{ 円})$$

→ 中間前払金請求可能額 2,400,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金 < 変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 契約金額 1,200 万円、減額変更 200 万円、前払金 480 万円

$$10,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 4,800,000 \text{ 円} < 10,000,000 \text{ 円} \times 20\%$$

$$(1,200,000 \text{ 円} < 2,000,000 \text{ 円})$$

→ 中間前払金請求可能額 1,200,000 円

※ (1)、(2)ともに中間前金払認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Q 3. 当初契約時に 1,000 万円未満の工事が変更契約により 1,000 万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A 3. 中間前金払の認定申請時に 1,000 万円以上の工事は中間前金払制度の対象工事となります。逆に、当初契約時に 1,000 万円以上の工事が減額変更により、中間前金払の認定申請時に 1,000 万円未満となった場合は、中間前金払制度の対象となりません。

※ Q 2 と同様に中間前金払認定申請時点で変更契約が締結されていることが条件となります。

Q 4. 契約変更により工期が延長となった場合、認定要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A 4. Q 3 と同様に中間前金払の認定申請時の工期となりますので、認定申請時に変更契約が完了していれば変更後の工期の2分の1が要件となります。

Q 5. 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A 5. 部分払の対象としている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。

Q 6. 代理受領又は債権譲渡をしている工事は対象となりますか？

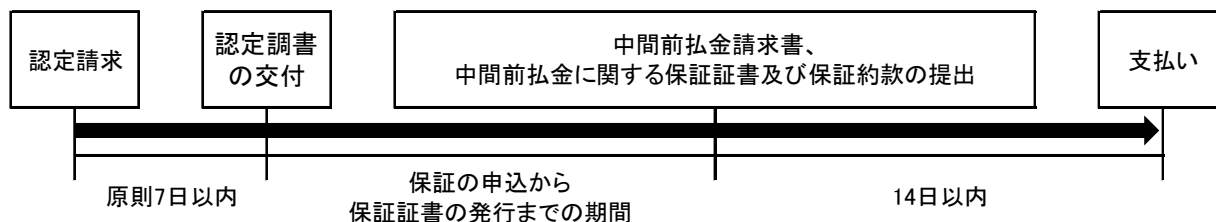
A 6. 中間前金払の認定申請前に、契約金額の全部又は一部について、代理受領又は債権譲渡をしている工事は中間前金払制度の対象工事となりません。(代理受領又は債権譲渡の申請中の工事についても同様に中間前金払制度の対象工事となりません。)

Q 7. 実際の工事の進捗状況が予定出来形を下回っている場合でも、中間前金払の認定申請をすることができますか？

A 7. 中間前金払の認定申請はできます。中間前金払制度の認定要件は、「工期の2分の1を経過し、かつ工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が完了しており、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が契約金額の2分の1以上の額に相当すること。」ですので、工事の進捗状況にかかわらず認定要件を満たしていれば認定申請することができます。

Q 8. 中間前金払の認定申請から支払いまでの期間はどれくらいですか？

A 8. 中間前金払の認定申請後、認定結果通知書の交付までが原則7日以内(ただし出来高等の認定に当たり、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費(出来高)が契約金額の2分の1以上の額と分かる根拠となる任意の資料の提出等を求める場合は、当該資料等の提出等後、原則7日以内)、中間前払金請求書、中間前払金に関する保証証書及び保証約款受領後、支払いまでが14日以内です。



Q 9. 中間前金払制度においては、中間検査は必要ないのでしょうか？

A 9. 中間前金払制度においては、部分払とは異なり中間検査は行いませんので、工事検査関係書類の提出は不要です。